

第3章 航空災害対策計画

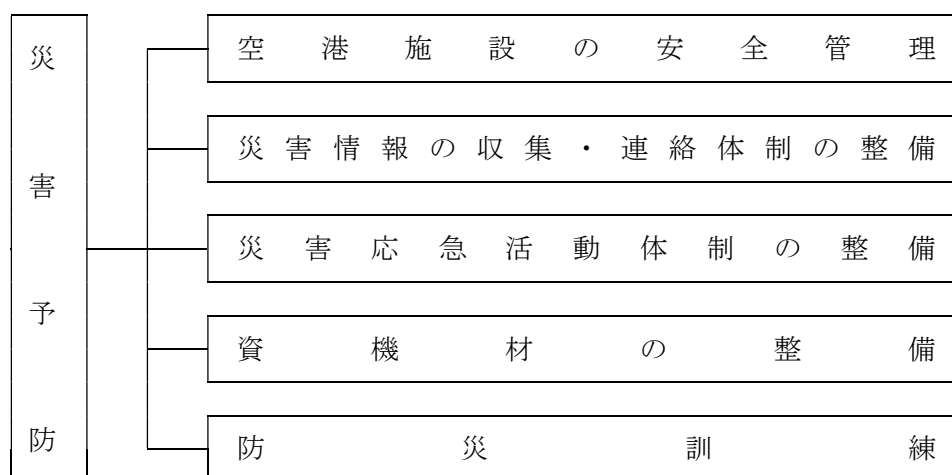
第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

1 趣旨

航空災害による被害を最小限にとどめるため、県及び関係機関は、空港施設設備の整備をはじめ、情報収集・伝達体制や応急活動体制の整備、資機材の整備など基本的な対策を推進する。また、関係機関が連携して防災訓練を実施することにより、航空災害発生時の効果的な応急対策に備える。

2 対策の体系



3 留意点

この航空災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 空港施設の安全管理

1 基本的事項

空港又は航空保安施設の設置者は、航空法第47条第1項の規定の定めるところにより、国土交通省令に定める保安上の基準に従って当該施設を管理する責任を有している。

そこで、出雲空港、石見空港及び隠岐空港の設置者である県は、航空機の安全運航及び空港利用者の安全を確保するため、航空法、関係法令及び基準等に従い、空港を適切に管理する。

2 施設設備の整備

◆実施機関 県（土木部港湾空港課）、空港管理事務所、航空会社、航空関連会社等

空港管理者である県は、航空法第47条で定める空港の保安及び管理の基準に基づき航空災害の災害防止を図る。

保安上の基準については、航空法施行規則第92条において、空港設置基準の維持、点検及び清掃、空港における禁止行為の掲示、立入禁止区域の標識の設置、関係行政機関との連絡設備の設置、業務日誌の備え付け等について定められているが、特に消火救難については、「空港における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を執ること。」と定められている。

このため、県は、空港における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を整え、事故発生に速やかに対処できるよう日常から点検・管理を行う。

第3 災害情報の収集・連絡体制の整備

1 基本的事項

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報を伝達する必要がある。よって、県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ確に防災対策を実施するために、これらの災害情報を迅速かつ確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みを整備する。

2 情報通信設備の整備

◆実施機関 県（土木部港湾空港課、警察本部）、空港管理事務所、航空会社、航空関連会社等、消防本部

(1) 情報収集伝達機器の整備等

県は、空港及びその周辺において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線機器等各種情報伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

(2) 情報収集・連絡要員の指定

県は、迅速かつ確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、各空港管理事務所において発災現場等で情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

3 総合防災情報システムの活用

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、各部局）、市町村、防災関係機関

総合防災情報システムを活用して災害情報を収集し、端末が設置された市町村及び関係機関への的確に伝達できるよう、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第4 災害応急活動体制の整備

1 基本的事項

出雲空港、石見空港及び隠岐空港並びにその周辺及びそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

2 防災組織の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

(1) 防災組織の整備

県（空港管理者）、航空事業者及び防災関係機関は、空港及びその周辺における事故に迅速に対応するため、初動体制及び相互の連携を「空港緊急計画」として定める。

(2) 応急活動マニュアルの整備、周知

各空港管理事務所は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを整備し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

3 広域応援協力体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

(1) 共通

航空災害発生時には、空港管理事務所、消防本部、警察本部、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等相互の連携体制が重要であることから、これらの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より連携を強化しておく。

また、県及び市町村等は、所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 警察本部

警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、事故発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

(3) 消防本部

消防本部は、島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援協定」に基づき派遣する応援隊等による消火人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

第5 資機材の整備

1 基本的事項

航空災害が発生した場合には、多くの傷病者を生ずるのが通例であることから、レスポンスタイム（救難及び消防本部に対する最初の通報（呼び出し）から救難及び消防車両が事故に対して最初の効果的活動の開始までに要した時間）を短くすることが重要であり、そのために有効な救急自動車、医薬品等の防災装備・資機材等の整備を推進する。

2 防災装備等の整備・充実

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

(1) 各種防災装備等の整備

ア 関係資機材の整備

県（空港管理者）は、航空法、関係法令及び基準等に従い、空港に必要な資機材を整備する。
また、県及び関係機関は空港周辺以外の地域での事故に対応するため、必要な資機材を整備する。

イ 消防施設・資機材、医療資機材等の情報

空港管理事務所及び関係機関は、事故に備えて整備する消防施設や備蓄する資機材等について、その備蓄整備状況を消防本部に連絡するとともに、消防及び医療機関の指導を受ける。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑化を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第6 防災訓練

1 基本的事項

航空災害発生時には、県、市町村、防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

2 総合防災訓練

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部港湾空港課、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

県、空港管理事務所、市町村、消防本部、警察機関、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

また、消防本部は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等関係機関と一体となった消防訓練を実施する。

さらに、県、市町村、医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

3 防災訓練の事後評価

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部港湾空港課、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

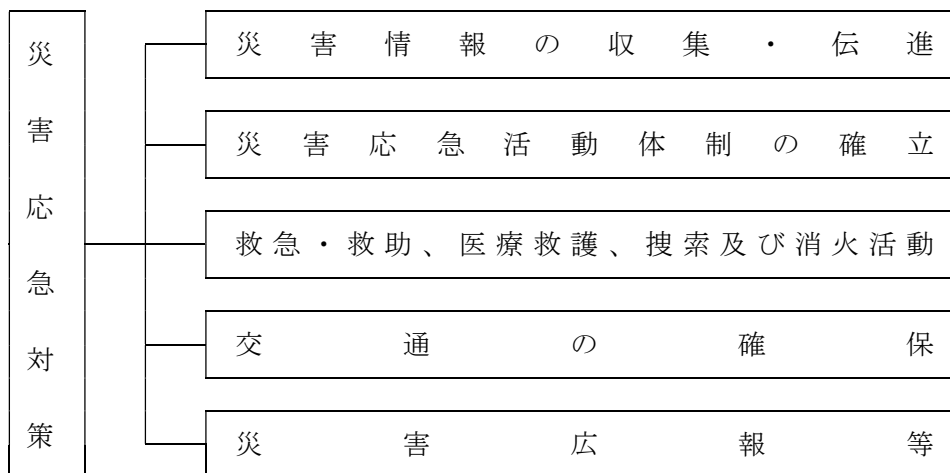
1 趣旨

航空災害が発生した場合、災害の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理事務所のほか、市町村、消防本部、医師会、日赤、地元住民、ボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。

従って、空港管理事務所ほか、県、市町村等の各防災機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

なお、各空港管理事務所は、その管理する空港及びその周辺において航空災害、火災その他の災害が発生したとき又は発生すると予想される場合においては、各空港において定められた消火救難計画、消火救難隊業務要領等に従い、必要な体制をとり、消火救難活動等を実施する。この場合において、航空災害対策本部又は航空災害災害対策本部が設置されたときは、その指揮下において活動する。

2 対策の体系



第2 災害情報の収集・伝達

1 基本的事項

県、市町村及び防災関係機関は、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

(1) 被災地の情報収集支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関又は県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

2 情報管理（通信連絡）体制の確立

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

(1) 県

航空災害発生時の迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策活動の円滑な遂行を図るものとする。

(2) 市町村

ア 市町村の情報管理体制の確立

航空災害発生時の市町村の通信連絡系統としては、市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、N T T一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

イ 市町村の情報連絡手段の確保

航空災害発生時の市町村の無線通信連絡体制として、整備済みの市町村防災行政無線や地域防災無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、有線放送電話、農協・漁業電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 関係機関等

ア 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、航空災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

3 情報等の収集・伝達

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

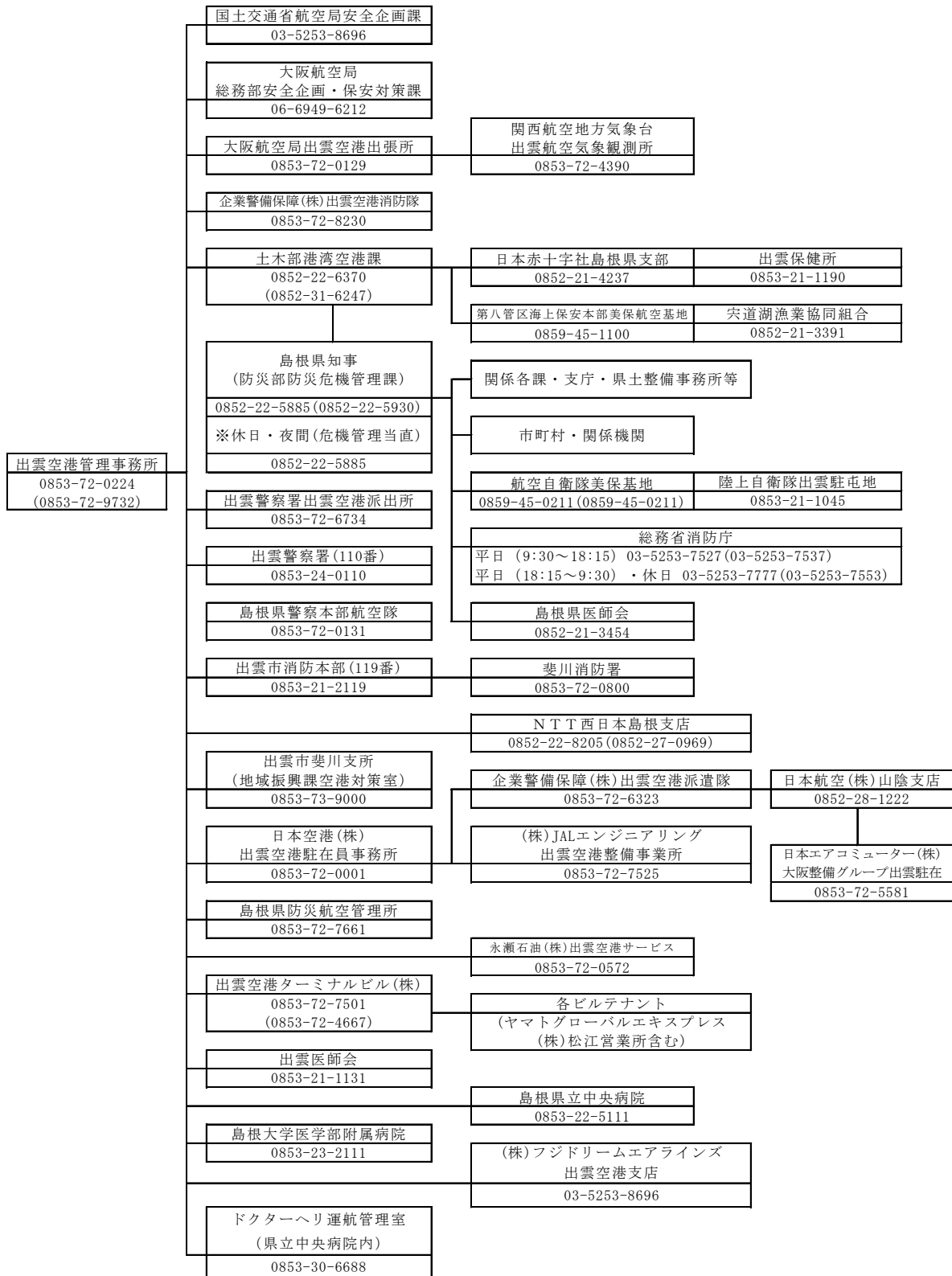
各空港を管轄する空港管理事務所は、それぞれ「消火救難計画」や「消火救難隊業務要領」を定めており、空港管理事務所と管轄消防本部との間では「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」が、県知事と県医師会との間では「空港医療救護に関する協定」が定められている。

このため、各空港及び空港周辺において航空災害が発生し、消火救難・医療救護を要する緊急事態であることを覚知した場合、空港管理事務所は、これらの計画、業務要領、協定等に基づき管轄消防本部又は県医師会に通報を行う。

(1) 情報等の収集・伝達系統

各空港管理事務所における情報等の収集・伝達系統図は次のとおりである。

ア 出雲空港の場合

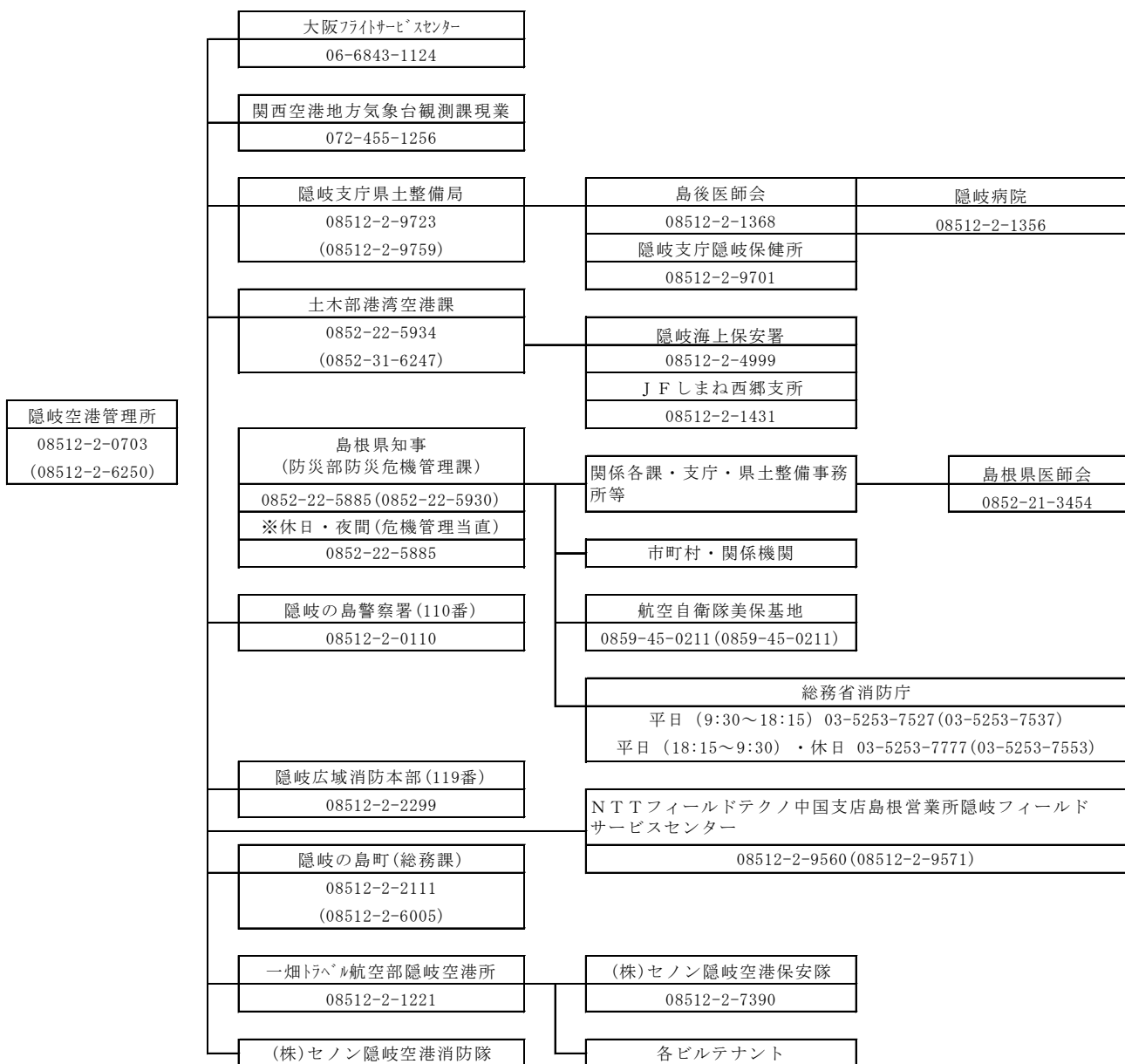


(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

イ 石見空港の場合



ウ 隠岐空港の場合



※ イ・ウ共に、図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

(2) 情報の収集・把握

概括的な情報も含め被害情報を迅速・確実に収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。また、海上自衛隊は、自衛隊法第83条に基づく第八管区海上保安本部からの災害派遣要請により、初期の情報収集を行う。

ア 市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、総合防災情報システム等により情報収集する。

イ 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。また、海上自衛隊又は第八管区海上保安本部等へ災害派遣要請を行い、航空機、ヘリコプター、船艇等を用い監視して得た情報を収集する。

ウ 航空機、ヘリコプター等による情報収集

海上自衛隊や海上保安庁の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して収集する。

エ 現地災害対策本部からの情報収集

現地災害対策本部を設置したときの派遣職員等から携帯電話、無線等により情報収集する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努める。また、県、市町村、防災関係機関は、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 県の活動体制の確立

(1) 関係課の事務分掌

航空災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

| 課 名 | 分 掌 事 務 |
|---------|--|
| 防災危機管理課 | <ul style="list-style-type: none"> 航空災害に関する情報の収集に関すること。 関係市町村等との情報連絡に関すること。 被害状況等の取りまとめに関すること。 関係機関との連絡に関すること。 |
| 医療政策課 | <ul style="list-style-type: none"> 医療機関、県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 DMA Tの派遣及び医療救護班の編成及び派遣に関すること。 被災者の応急救護に関すること。 |
| 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> D P A Tの派遣に関すること。 |
| 港湾空港課 | <ul style="list-style-type: none"> 空港管理事務所との連絡に関すること。 関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 警備第二課 | <ul style="list-style-type: none"> 航空災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。 現地情報の収集に関すること。 |

(2) 配備体制

県は、航空災害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

| 体制 | 基準 | 体制の決定 | | 動員 |
|----------|---|--|--|---|
| | | 本庁 | 地方機関 | |
| 航空災害対策本部 | 航空機が行方不明となるなど、航空災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合 | 1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する | 1 防災部長が決定し、指示したとき 2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する | 1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 医療政策課 及び防災部長の指名する職員 2 地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員 |
| | | — | 2 緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3 緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する | 1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課(港湾空港課 ※空港周辺) 警察本部警備第二課 医療政策課 障がい福祉課 及び知事の指名する職員 2 地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員 |
| 災害対策本部 | 災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合 | 1 知事が決定し、設置する 2 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3 事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する | 1 知事が決定し、指示する 2 緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3 緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する | 1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課(港湾空港課 ※空港周辺) 警察本部警備第二課 医療政策課 障がい福祉課 及び知事の指名する職員 2 地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員 |
| | | — | 2 緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3 緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する | 1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課(港湾空港課 ※空港周辺) 警察本部警備第二課 医療政策課 障がい福祉課 及び知事の指名する職員 2 地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員 |

() 内は、必要に応じて配備される課名

(3) 航空災害対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア 航空災害対策本部

(ア) 設置の基準

防災部長は、航空機が行方不明となるなど、航空災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、航空災害対策本部を設置する。

(イ) 廃止の基準

航空災害対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

- a 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。
- b 応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ 災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員を持って構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（6階講堂）を設営する。

(4) 広域応援体制

知事は、航空災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、航空災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

2 関係市町村の活動体制

関係市町村は、航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに航空災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに航空災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第4 救急・救助、医療救護、捜索及び消火活動

1 基本的事項

航空災害の発生時の捜索、救急・救助、医療救護及び消火活動に当たっては、事前に県知事と島根県医師会が締結した空港医療救護に関する協定書に基づき、双方の協力の下に、救急・救助、医療救護活動を実施する。また、各空港管理事務所と各消防本部が締結した空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づき、消火救難活動を実施する。

活動に当たっては、災害の発生場所（空港内での発生か、空港周辺での発生か）に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

2 空港内で発生した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動

(1) 救急・救助、医療救護活動

◆実施機関 県（地域振興部、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、自衛隊、医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部

ア 救急・救助、医療救護体制の確立

空港内で航空災害が発生した場合の救難活動は、空港管理事務所が一次的にこれに当たり、管轄する各消防本部が必要に応じて出動する。

県は、市町村及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、航空災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」による。

イ 救護所の設置

救護所の設置は、被災現場、避難場所など災害の状況等を判断し、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

ウ 医薬品・医療用資器材等の調達

県は、医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保のため、医薬品等取扱業者等から調達し、緊急輸送する。

エ トリアージの実施

災害現場においては、救急活動を効率的に実施するため、緊急度に基づく治療の優先度判定（トリアージ）をし、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある。そのため、緊急度に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タグを活用し、救護活動を実施する。

オ 負傷者の搬送

負傷者の救護のため受入を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に受け入れ、該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求める。

県及び関係機関は、応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送については、受入施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等の情報を収集し、迅速に実施する。

なお、搬送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求めるなど、連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 消火活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

ア 県の消火活動体制

空港内で火災が発生した場合、空港の管理事務所が一次的にこれに当たり、管轄する各消防本部が必要に応じて出動する。

県は、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、防災ヘリコプターによる上空からの被害調査を行う。その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報を活用する。

イ 市町村、消防本部の消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。従って、消防活動に当たっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

ウ 広域消防応援体制

消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

(ア) 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

航空機火災の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

(イ) 緊急消防援助隊等による応援

航空機火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

エ 消防団の活動

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。

消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

3 空港周辺で発災した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動

(1) 救急・救助、医療救護活動

◆実施機関 県（地域振興部、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、自衛隊、医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部

ア 救急・救助、医療体制の確立

空港周辺で発災した場合の救難活動は、管轄する各消防本部が一次的にこれに当たり、空港管理事務所が必要に応じて出動する。

県は、市町村及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、航空災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T 実施要領」による。

イ 救護所の設置

救護所の設置は、被災現場、避難場所など災害の状況等を判断し、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

ウ 医薬品・医療用資器材等の調達

県は、医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保のため、医薬品等取扱業者等から調達し、緊急輸送する。

エ トリアージの実施

災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、緊急度に基づく治療の優先度判定（トリアージ）をし、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある。そのため、緊急度に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タグを活用し、救護活動を実施する。

オ 負傷者の搬送

負傷者の救護のため受入を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に受け入れ、該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求める。

県及び関係機関は、応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送については、受入施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等の情報を収集し、迅速に実施する。

なお、搬送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求めるなど、連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 捜索

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部、自衛隊

警察本部、消防本部は、墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合、ヘリコプター、船舶等を活用して、捜索活動を実施する。捜索は、人命危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

市街地に航空機が墜落した場合は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、これに引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険があるとともに、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊を結集して、人命救助、避難誘導及び市街地火災の延焼防止を重点的に、消火活動を実施する。

(3) 消火活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

ア 県の消火活動体制

空港周辺で火災が発生した場合、管轄する各消防本部が一次的にこれに当たり、必要に応じて空港管理事務所が出動する。

県は、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、防災ヘリコプターによる上空からの被害調査を行う。その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報を活用する。また、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、防御の措置を講ずるよう指示する。

イ 市町村、消防本部の消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。従って、消防活動に当たっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を

図る。

ウ 広域消防応援体制

消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

（ア）島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

航空機火災の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

（イ）緊急消防援助隊等による応援

航空機火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

エ 消防団の活動

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

4 油流出・漏洩、水質汚濁等への対応

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、消防本部、空港管理事務所

県（防災部防災危機管理課）、消防本部及び空港管理事務所は、航空災害に伴って生じた機体からの油流出、漏洩や周辺海域等の水質汚濁に対する防除活動を実施する。

第5 交通の確保

1 基本的事項

航空災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

2 交通規制の実施

◆実施機関 県（地域振興部、土木部、警察本部）、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、西日本高速道路株式会社

（1）交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

第八管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

（2）道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

第6 災害広報等

1 基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

◆実施機関 県、市町村、消防本部、報道機関

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、航空災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。